

## 伊勢市国民保護計画の変更について

### 1 計画変更の必要性

市国民保護計画については、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、見直しを行う必要がある。

また、法令等の改正以外にも市の体制の整備や関係機関との連携方法の見直し等についても、その内容を計画に反映させる必要がある。

### 2 計画変更の手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表する。

### 3 変更内容

- (1) 市地域防災計画等との関係
  - ・伊勢市危機管理計画の作成に伴う計画変更
- (2) 国民の保護に関する基本指針の変更に伴う計画変更
  - ・合同対策協議会の開催
- (3) 安否情報システムの活用
  - ・平成 20 年 4 月 25 日に安否情報システム運用開始に伴う計画変更
- (4) 所掌事務の整理
  - ・市対策本部各部の主要な事務又は業務の整理
- (5) 表現の適正化等
  - ・誤記の訂正
  - ・記載事項の修正
  - ・表現の適正化